

宮崎県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

平成18年 8月 8日
福祉保健部福祉保健課

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業(以下「第三者評価事業」という。)」に関する基本的な方針を定め、これを推進することにより、個々の事業者の適切な事業運営の確保とサービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意味は、次のとおりである。

(1)福祉サービス

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうち、同法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同条同項第13号に規定する連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業以外のものをいう。

(2)事業者

福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。

(3)第三者評価事業

社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を行い、評価結果を公表する事業をいう。

(4)評価機関

県の認証を得て、福祉サービスの評価を行う公正・中立な第三者機関をいう。

(5)評価調査者

県が定めた資格基準を満たし、評価調査者養成研修を修了したうえで、評価機関に所属し、評価業務を行う者をいう。

(業務)

第3条 県は、第三者評価事業の推進組織として次の業務を行う。

(1)第三者評価機関の認証に関すること。

(2)第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。

(3)第三者評価結果の取扱いに関すること。

(4)評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。

(5)第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。

(6)第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。

(7)その他第三者評価事業の推進に関すること。

(宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会)

第4条 県は、前条の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置し、その意見を踏まえ、同事業を推進する。

2 推進委員会は、評価機関の認証や評価基準の策定・更新等に関する検討を行い、県

に対して意見を述べる。

(評価機関の認証)

第5条 県は、評価機関として認証を受けようとする法人の代表者からの申請を受け、別に定める認証要件を満たす場合、これを認証する。

(評価基準及び評価の手法)

第6条 県は、評価機関が適切に評価業務を行えるよう、また第三者評価事業を統一かつ効果的に実施するため、評価の基準及び方法を定める。

(評価結果の取扱い)

第7条 評価機関及び県は、利用者の適切なサービス選択に資するための情報提供として、評価結果を公表する。

なお、公表することについて事業所の同意を得ていない評価結果については、公表しないものとする。

(評価調査者養成研修等)

第8条 県は、評価機関の評価業務を担当する評価調査者の養成とその資質の向上を図るため、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を実施する。

2 前項の研修の講師は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

(第三者評価事業に関する情報の公表及び普及・啓発)

第9条 県は、第三者評価事業に関する事項及び評価機関に関する情報の公表を行うものとする。

2 県は、第三者評価事業に対する県民の正しい理解と事業者の受審促進を図るため、普及・啓発に努めるものとする。

3 県は、評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行う。

(第三者評価事業に関する苦情等への対応)

第10条 県は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、相談窓口を設け、適切に対応するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年 8月 8日から施行する。